

令和4年第11回茂原市教育委員会会議（10月定例会）日程

日時：令和4年10月26日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

議案第1号 令和4年度茂原市教育功労者被表彰者の追加決定について

議案第2号 茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市青少年指導センター設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第4号 指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 令和4年第12回（11月定例会）及び第13回（12月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

3 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から第4号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和4年第11回（10月定例会）

- 1 期日 令和4年10月26日（水）
開会 15時00分
閉会 15時21分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 高仲 輝夫
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員
教育部長 中村 一之
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介
学校教育課長 伊藤 信博
学校教育課主幹 小野 奈津子
学校教育課主幹 宮内 智之
生涯学習課長 岡田 公一
体育課長 片岡 弘一
中央公民館長 三階 英幸
美術館・郷土資料館長 中澤 浩子
東部台文化会館長 鶴岡 嘉孝
教育総務課長補佐 小安 宏尚
教育総務課総務係長 稲子 泰幸
- 5 署名人の指名
委員 高貫 裕一郎
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 3名

教育長 : ただいまから、令和4年第11回茂原市教育委員会会議（10月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「安藤委員」を指名いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が4件となっております。

次に、議案第1号「令和4年度茂原市教育功労者被表彰者の追加決定について」につきましては、人事案件になりますので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。

(関係者以外退室)

教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(関係者以外入室)

教育長 それでは、議案第2号「茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 議案第2号「茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。本案は、茂原市社会教育センターの移転について、所要の改正をするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

現在、第2条において、茂原市社会教育センターの位置を「茂原市千代田町2丁目8番地の20」と規定しておりますが、「茂原市早野17番地1」に変更いたします。

また、移転に伴い施設の部屋の構成が変更になることから、第8条に係る別表より「和室」及び「講習室」の項を削除いたします。

なお、この条例は、令和5年4月1日からの施行となりますが、施行前から部屋の予約等の施設利用に必要な手続きを行っていただけるよう、附則に準備行為の項を設けております。

以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

教育長 それでは、議案第2号について、質疑をお願いします。

委員 改正後の話ですが、冷暖房料が使用料の3割と規定しておりますが、これは実際かかった電気代や、ガス代の3割なのか、お聞かせ願ひたい。また、他の会議で光熱費が高騰しているという話があったことから、その辺りを踏まえた見直しを行わなくて良いのかをお伺ひします。

生涯学習課長 明確に水道光熱費を使用したものの3割というわけではなく、過去の状況を踏まえて、部屋の使用料の3割程度をいただいていたという経緯の中で、今のところ継続している状況です。

見直しの件でございますが、今のところは考えておりません。

教育長 他にございますか。よろしいですか。

無ければ、議案第2号について採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり可決することに、御異議ございませんか。

(質疑なし)

教育長 : それでは、議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市青少年指導センター設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 議案第3号「茂原市青少年指導センター設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市社会教育センターの移転に併せ、同施設内に茂原市青少年指導センターを移転するため、所要の改正をするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

現在、第2条において、茂原市青少年指導センターの位置を「茂原市千代田町二丁目8番地20」と規定しておりますが、「茂原市早野17番地1」に変更するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、日程については、そのようにお願いします。
その他報告がありましたら、お願いします。よろしいですか。
無ければ、以上で令和4年第11回茂原市教育委員会会議（10月定例会）を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月21日

教育長 内田 達也

署名委員 高貫 裕一郎

署名委員 安藤 明子